

景観計画の概要

届出のてびき



東大阪市

もくじ

計画の区域及び方針	1	接道部の景観基準	10
行為の制限	3	届出の時期・流れ	11
景観形成基準	5	届出書類	12
色彩基準	8	景観形成基準の一覧	14

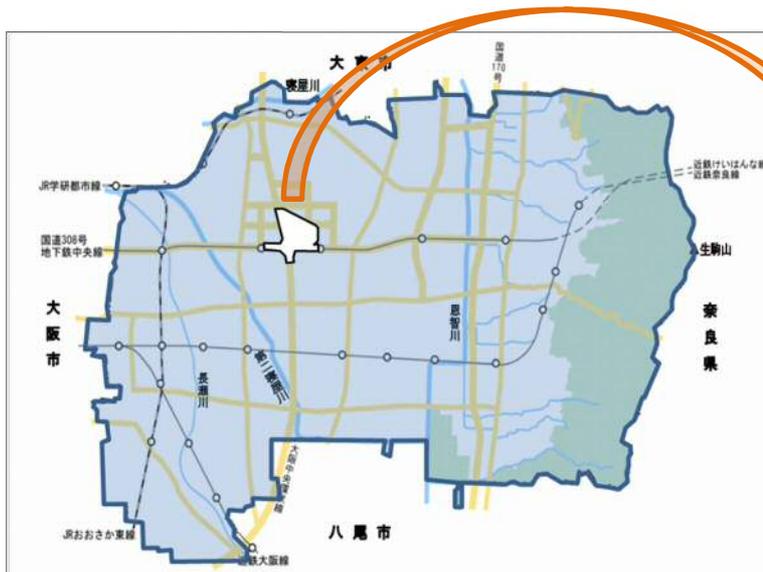
東大阪市では、市域の良好な景観の形成及び、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、建築物・工作物について、景観に関する規制をおこなっています。

景観計画の区域

■ 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

景観計画の対象となる景観計画区域は、東大阪市全域（61.78km²）です。

そのうち、0.5km²は【市役所本庁周辺景観形成重点地区】に指定しており、重点地区を除く市全域と重点地区において、それぞれ方針や行為の制限等を定めています。



重点地区を除く市全域（61.28km²）



- ①都市計画道路 大阪モノレール専用道端から沿道50m
- ②都市計画道路 築港枚岡線の道路端
- ③都市計画道路 大阪中央環状線の道路端

市役所本庁周辺景観形成重点地区（0.5km²）

良好な景観の形成に関する方針

■ 良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第3項）

良好な景観の形成に関する方針は、景観形成基本計画に定める方針とします。

【市全域】

● <景観づくりの基本目標>

みんなが愛着と誇りをもち活気にあふれる環境実感都市・東大阪
（住み、働き、学び、訪れてよい景観のまち・東大阪）

● <景観づくりの基本方針>

東大阪の「まち」と「ひと」
～その双方から、東大阪らしさをつくり、東大阪らしさをはぐくみます～

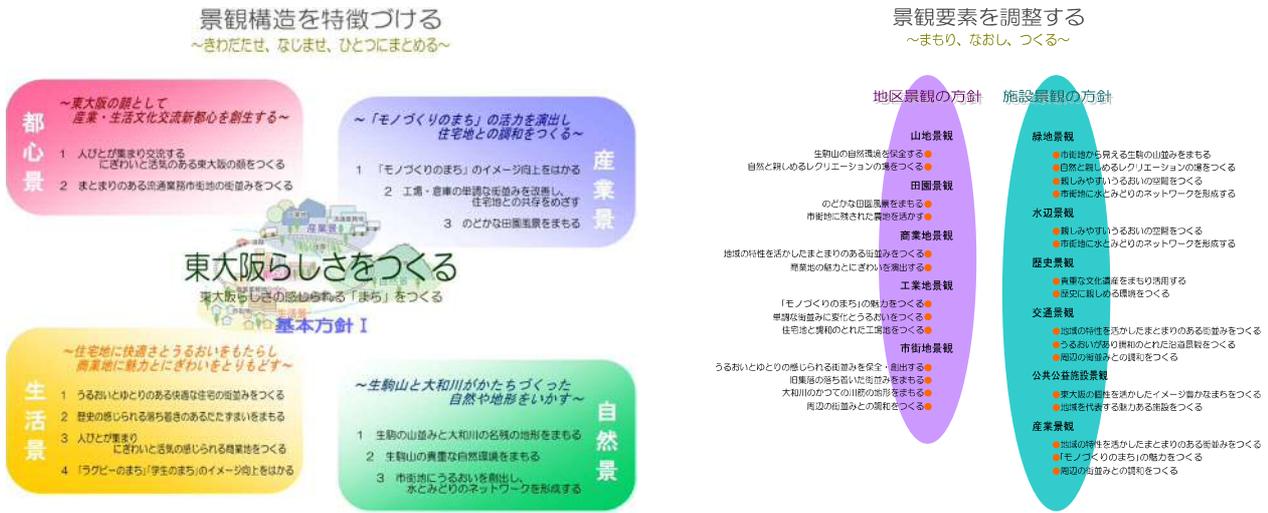
【市役所本庁周辺景観形成重点地区】

「市の中心拠点」としてみんなが愛着と誇りを持てる街並みをつくる

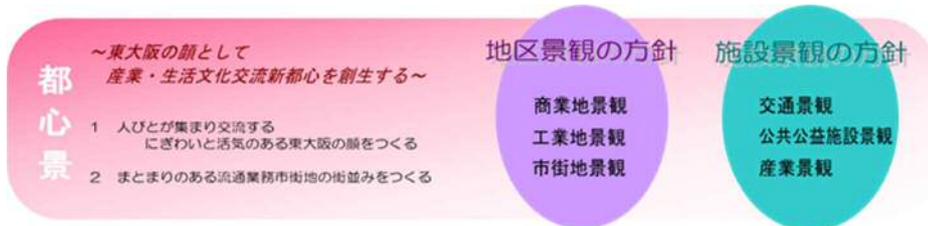
計画の区域及び方針

●<構造別景観づくりの方針と累計型景観づくりの方針>

【重点地区を除く市全域】



【市役所本庁周辺景観形成重点地区】



景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

■ 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第3号）

- 歴史的または文化的に価値が高いと認められる建造物もしくは樹木
- 周辺地域の良好な都市景観を特徴づけている建造物もしくは樹木
- 市民に愛され親しまれている建造物もしくは樹木

上記のいずれかに該当したものを対象に、所有者の意見を聴いた上で指定します。

地域の区分

■ 景観計画区域の地域の区分

本市では地域に応じた良好な景観の形成を可能とするため、景観計画の区域を下記の表のとおり用途地域等によって区分し、良好な景観形成のための行為制限に関する事項を定めています。

区 分	用途地域（都市計画法第8条に規定する用途地域）等の範囲
商業系市街地※	商業地域、近隣商業地域
工業系市街地	工業専用地域、工業地域、準工業地域
住居系市街地※	上記以外の市街化区域
市街化調整区域	市街化調整区域
市役所本庁周辺景観形成重点地区	市役所本庁周辺景観形成重点地区指定区域

※重点地区を除く

届出の対象行為

■ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

● 【届出対象行為】

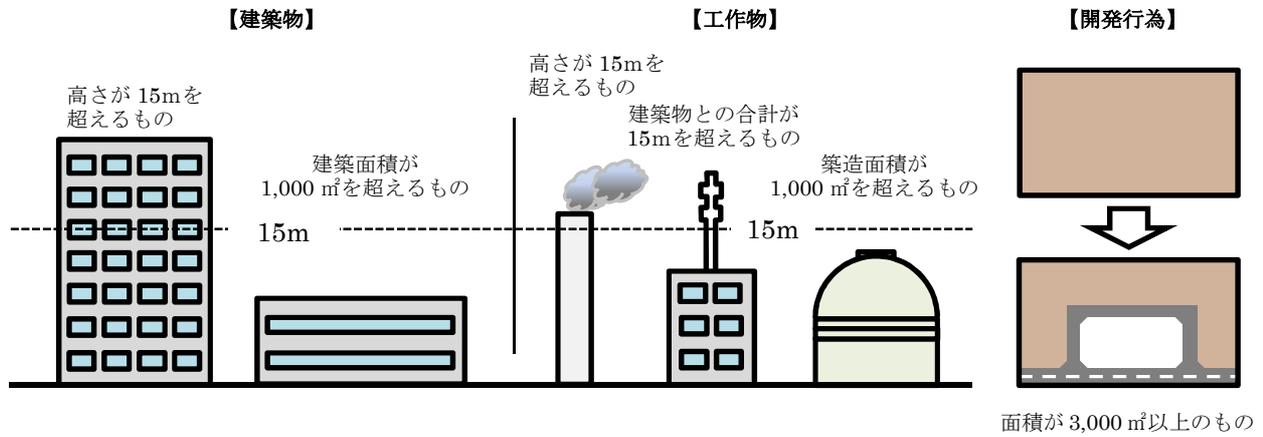
対象となる行為		対象となるものと規模	
		重点地区を除く各地域区分	市役所本庁周辺景観形成重点地区
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（ただし外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更については、当該変更に係る部分の面積が1/2を超えるもの）	高さが15mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	高さが10mを超えるもの又は建築面積が100㎡を超えるもの（一戸建ての住宅を除く）
		<ul style="list-style-type: none"> ○煙突（支柱がある場合においては、これを含む。） ○鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの等 上記については高さが15mを超えるもの（建築物と工作物の合計で超えるものも含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ○煙突（支柱がある場合においては、これを含む。） ○鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの等 上記については高さが10mを超えるもの（建築物と工作物の合計で超えるものも含む。）
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（ただし外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更については、当該変更に係る部分の面積が1/2を超えるもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁、垣、柵その他これらに類するもの ○立体駐車場（建築物を除く。）等 上記については高さが15mを超えるもの又は築造面積が1,000㎡を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁、垣、柵その他これらに類するもの ○立体駐車場（建築物を除く。）等 上記については高さが10mを超えるもの又は築造面積が100㎡を超えるもの
		<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁、垣、柵その他これらに類するもの ○立体駐車場（建築物を除く。）等 上記については高さが15mを超えるもの又は築造面積が1,000㎡を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁、垣、柵その他これらに類するもの ○立体駐車場（建築物を除く。）等 上記については高さが10mを超えるもの又は築造面積が100㎡を超えるもの
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発行為の面積が3,000㎡以上のもの	開発行為の面積が500㎡以上のもの

※景観法・東大阪市景観条例により、通常の管理行為その他、除外となるものがあります。

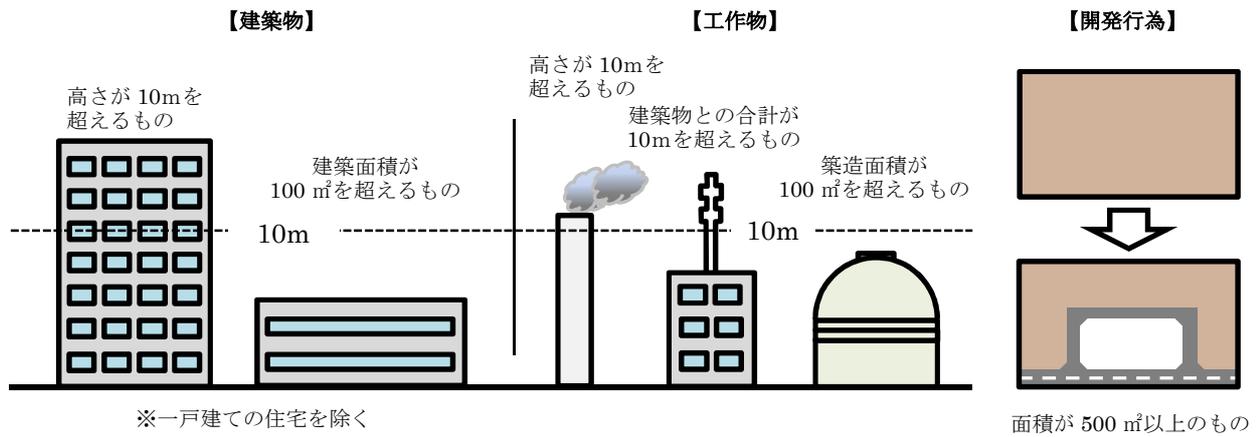
行為の制限

● 届出対象行為のイメージ

【重点地区を除く各地域区分】



【市役所本庁周辺景観形成重点地区】

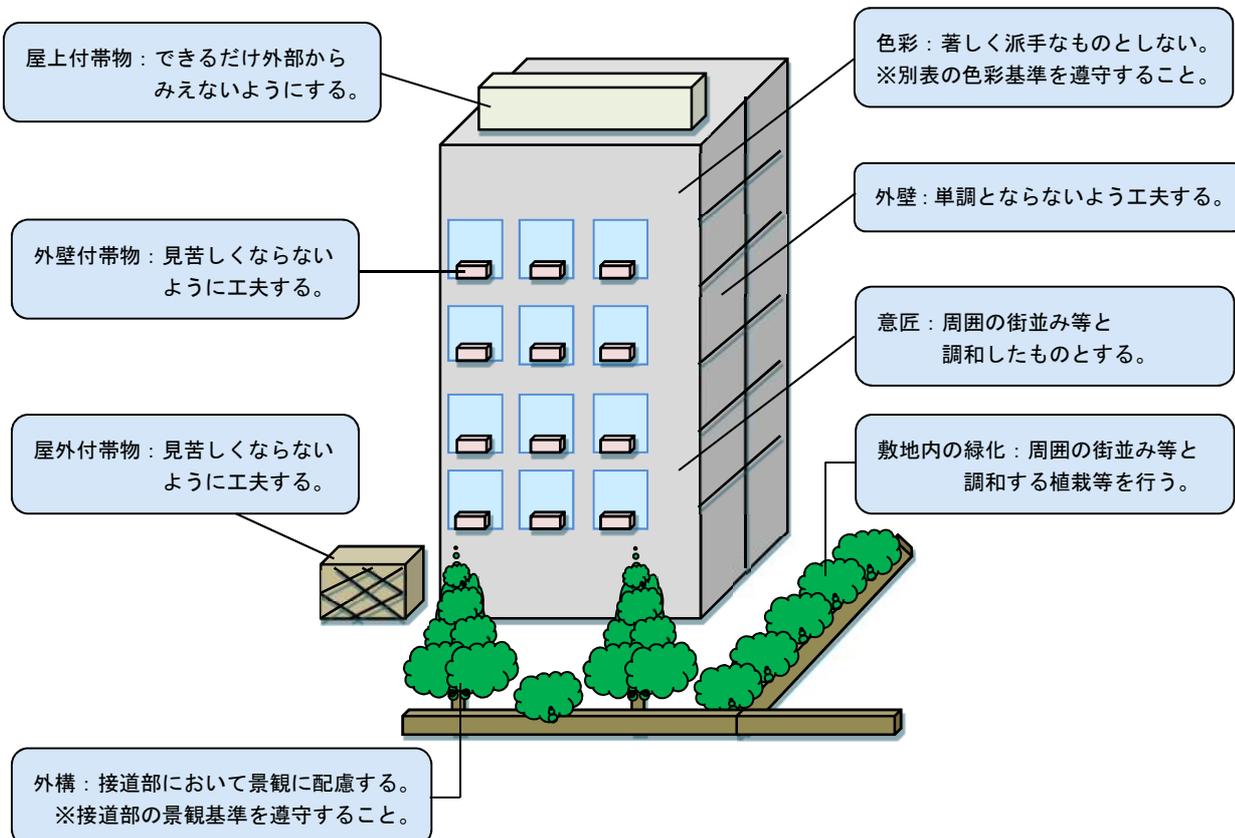


景観形成基準

■ 【建築物】

● 各地域区分共通

項目	基準
外壁	面積の大きな壁面は、適切な緑化や分節等により単調とならないように工夫する。
色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は著しく派手なものとしなない。 ※別表の色彩基準を遵守すること。
意匠	周辺の街並みや建築物、背景となる山並みと調和したものとする。
屋外付帯物 (駐車場・ゴミ置き場など)	駐車場等は、通りから見える場所に設置する場合は、植栽により修景するなど見苦しくないように工夫する。ゴミ置き場等は、通りから見える場所に設置する場合は、建築物と調和した形態・意匠とする。また植栽などで修景し、通りからゴミ等が見えないようにする。
屋上付帯物 (高架水槽など)	高架水槽等は、できるだけ外部から見えないような配置とする。外部から見える場所に配置する場合は乱雑にならないよう工夫する。
外壁付帯物 (ダクト類、屋外階段、 室外機など)	ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくないように工夫をする。屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくないように工夫をする。エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える場所に配置する場合は、見苦しくないように工夫をする。
外構	接道部については、周辺の街並みや緑の連続性、圧迫感の軽減などに配慮する。 ※別に定める接道部の景観基準を遵守すること。
敷地内の緑化	周辺の街並みや建築物、背景となる山並みと調和する植栽等を行い、緑化に努める。



景観形成基準

● 商業系市街地（都市計画法第8条に規定する用途地域における商業地域、近隣商業地域） ※重点地区を除く

項目	基準
配置	隣接する建築物と壁面をできるだけ揃え、連続性に配慮した配置とする。
色彩	商業地などでは、街並みに彩りを添え、にぎわいを演出するため特に低層部でアクセントカラーを活用するなど工夫する。
外構	沿道商業地などでは、開放的な沿道景観や歩行者空間との一体性や連続性に配慮して、幹線道路に面する側は、壁面の後退等によりゆとりある空間を確保するように努める。

● 工業系市街地（都市計画法第8条に規定する用途地域における準工業地域、工業地域、工業専用地域）

項目	基準
配置	適切な隣棟間隔を確保するなど周囲の街並みに配慮した配置とする。
外構	住工が混在する地域では、緩衝機能をもたせるよう通りに面する壁面の後退等によりゆとりある空間を確保するように努める。

● 住居系市街地（上記以外の市街地） ※重点地区を除く

項目	基準
配置	歩行者等に圧迫感を与えないようできるだけ道路境界線から離して配置する。

● 市役所本庁周辺景観形成重点地区

項目	基準
配置	道路などの公共空間にゆとりをもたらし、圧迫感を低減するように配置する。外構の開放性を高め、回遊性のある空間になるよう配置する。
外壁	外壁は、長大で単調な壁面になることを避けるなど圧迫感の軽減を図ること。
色彩	景観形成重点地区の色彩基準に適合すること。
意匠	市の顔として相応しい魅力的なデザインや色彩の使用に配慮すること。周辺の街並みや建築物、緑と調和したものとする。
外構	接道部については、オープンスペース確保による歩行者への圧迫感の軽減に配慮し、別に定める「接道部の景観基準」を遵守すること。 外構を設ける場合は、周辺の街並みと調和のとれた外観や色彩等となるようデザインに工夫する。 夜間照明については過度なものとならないよう配慮する。
敷地内の緑化	周辺の街並みや建築物と調和する植栽等を行い、緑化に努める。
屋外広告物	屋外広告物については、別に定める「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物の設置に関する行為の制限に関する事項」の基準に適合すること。

■ 【工作物】

● 重点地区を除く各地域区分

項目	基準
外壁	面積の大きな壁面は、分節等により単調とならないように工夫する。
色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は著しく派手なものとししない。 ※別表の色彩基準を遵守すること。
意匠	周辺の街並みや建築物、背景となる山並みと調和したものとする。
敷地内の緑化	周辺の街並みや建築物、背景となる山並みと調和する植栽等を行い、緑化に努める。

● 市役所本庁周辺景観形成重点地区

項目	基準
意匠	周辺の街並みや建築物等と調和したものとする。
外構	外構を設ける場合は、周辺と連続してまとまりのある街並みとなるよう工夫する。 夜間照明については過度なものとならないよう配慮する。
敷地内の緑化	周辺の街並みや建築物と調和する植栽等を行い、緑化に努める。

■ 【開発行為】

● 各地域区分共通

基準
現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮する。やむを得ない場合、法面は緑化などを施し、擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とする。

色彩基準

外壁の色彩基準

【別表】外壁の色彩基準（建築物・工作物）

i) 商業系市街地（商業地域、近隣商業地域） ※重点地区を除く

色相	明度	彩度
R（赤）系、Y R（橙）系、Y（黄）系	6以上	4以下
その他（N（無彩色）含む）	6以上	2以下

ii) 工業系市街地（工業専用地域、工業地域、準工業地域域）

色相	明度	彩度
R（赤）系、Y R（橙）系、Y（黄）系	6以上	4以下
その他（N（無彩色）含む）	6以上	2以下

iii) 住居系市街地（上記以外の市街化区域） ※重点地区を除く

色相	明度	彩度
R（赤）系、Y R（橙）系、Y（黄）系	4以上9以下	4以下
その他（N（無彩色）含む）	4以上9以下	2以下

iv) 市街化調整区域

色相	明度	彩度
R（赤）系、Y R（橙）系、Y（黄）系	4以上8以下	4以下
その他（N（無彩色）含む）	4以上8以下	2以下

v) 市役所本庁周辺景観形成重点地区

色相	明度	彩度
R（赤）系、Y R（橙）系、Y（黄）系	4以上9以下	4以下
その他（N（無彩色）含む）	4以上9以下	2以下

※日本工業規格（JIS）のマンセル表色系による。

ただし、次に掲げるものはこの限りではない。

- 外壁各面で1/3以下の面積でサブカラー（上記色彩基準に対して明度±3、彩度+1までの範囲の色彩）として使用する場合。
- 外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラー（上記サブカラーの範囲を超えた色彩）として使用する場合。ただし、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。
- 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
- その他市長がやむを得ないと判断した場合

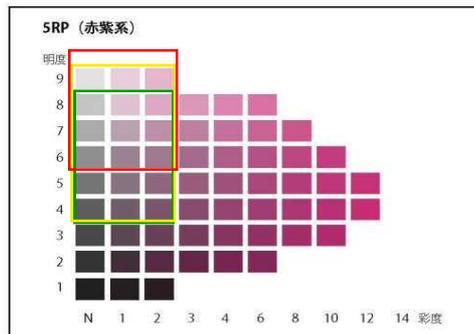
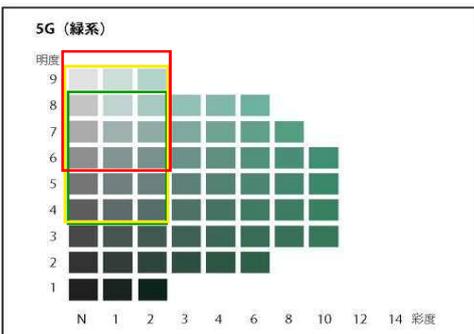
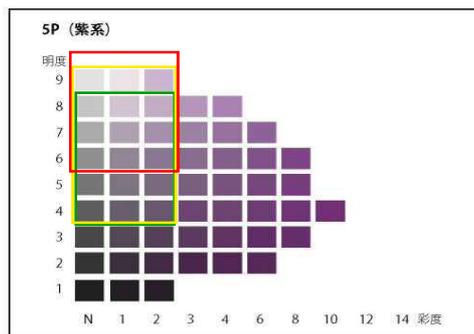
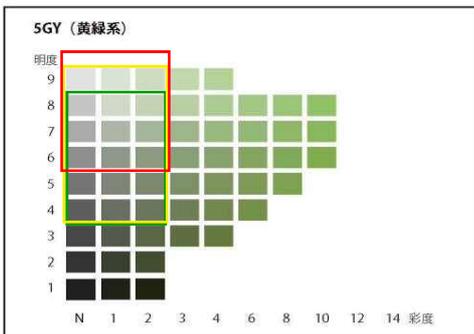
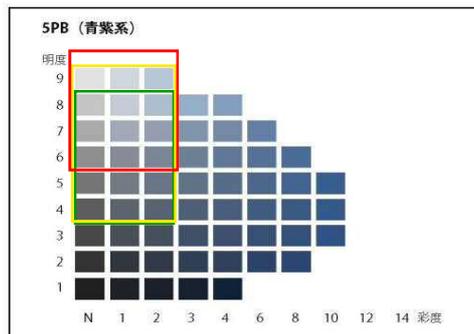
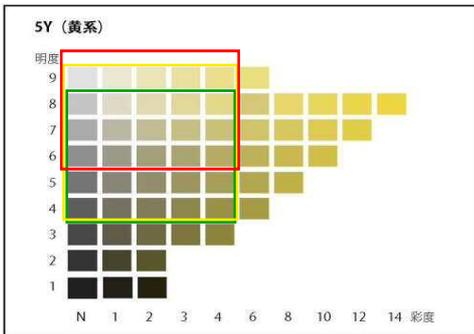
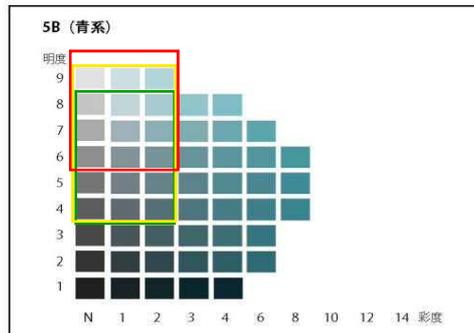
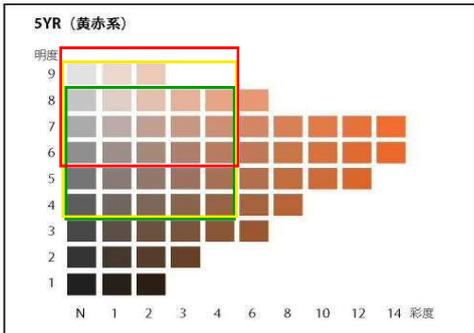
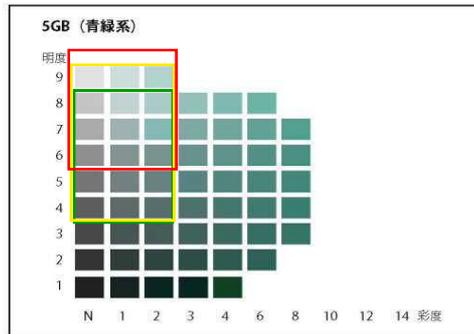
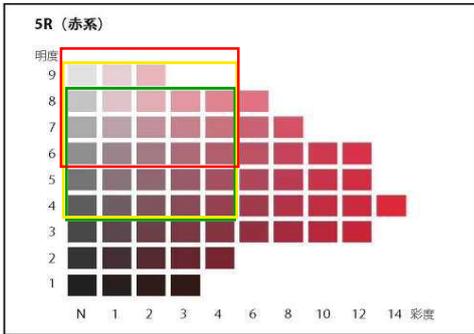
【参考】色の属性について

色相・・・R（赤）、Y（黄）、G（緑）、B（青）、P（紫）の5つに中間色相のY R（橙）、G Y（黄緑）、B G（青緑）、P B（青紫）、R P（赤紫）を加えた色の様相。

明度・・・色の明るさの度合いを表す。

彩度・・・色の鮮やかさの度合いを表し、鮮やかな原色に近い色ほど彩度が高く、くすんだ色ほど彩度が低くなる。

■ 【外壁に使用できる色彩の範囲 マンセル値】



外壁に使用できる範囲

- 商業系市街地
工業系市街地
- 住居系市街地
市役所本庁周辺
景観形成重点地区
- 市街化調整区域

接道部の景観基準

接道部の景観基準

接道部の景観基準

接道部の景観基準（区域共通）
良好な景観形成に配慮し、原則接道部（※1）の延長の二分の一に相当する長さ以上の部分については樹木による緑化を行うものとする。ただし、景観上十分な配慮が認められるときはこの限りではない。
接道部の景観基準（市役所本庁周辺景観形成重点地区のみ）
また、接道部（※1）において建築後退線を除く0.9m以上の壁面後退（セットバック）を行い、安全・安心かつ快適でゆとりある歩行者空間の形成を図った場合、その壁面後退部の延長の2倍の長さについて必要接道緑化延長（※2）より免除できるものとする。（原則として、壁面後退部分には、歩行者動線の妨げになる柱や塀も設けないようにすること。建築物の構造上欠かすことのできない柱や安全・安心上必要となる塀等を設ける場合は、安全・安心かつ快適な歩行者空間となるよう努める。）

※1 敷地のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項及び第2項に規定する道路（建築基準法附則第5項に規定する道路の位置の指定があったものとみなす建築線による道路を含む）と接する部分

※2 接道部（※1）の延長の長さの二分の一に相当する長さ

接道部緑化延長の算出方法

緑化延長の算出については、本市の接道緑化基準によるものとする。

緑化延長は、接道部から奥行き6mの範囲において、道路から視認できるように植栽されている樹木の「実際の枝張りの長さ」を合計して求めます。ただし、それぞれが重複している部分を二重に計算することはできません。なお、高木を植栽した場合には、高木加算として【樹高 × 0.5】を緑化延長に加算することができます。

※「実際の枝張りの長さ」が、以下の表に示す「みなし枝張りの長さ」を下回る場合には、こちらの値を使用することができます。

植栽時の樹高	みなし枝張りの長さ	高木加算（※1）
高木（4.0m以上）	4.2m	【樹高 × 0.5】m
高木（2.5m以上4.0m未満）	3.2m	
中木（1.0m以上2.5m未満）	2.2m	
低木（1.0m未満）	0.5m	

届出等の注意事項について

届出があった場合に、その届出にかかる行為が景観計画で定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、指導、助言又は勧告を行うことがあります。また、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、氏名等を公表することがあります。建築物の新築等や工作物の新設等の形態意匠に関しては、景観計画で定めた制限に適合しないと認めるときは、設計の変更その他必要な措置（変更命令）を命じることがあります。

＜罰則＞ 景観法に違反した場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

50万円以下の罰金

○変更命令に違反した場合など

30万円以下の罰金

○届出をしなかった又は虚偽の届出をした場合

○変更命令により必要な措置を取るよう命じられた者に対し、必要な事項の報告を求められたが、必要な事項を報告しなかった又は虚偽の報告をした場合

○変更命令により必要な措置を取るよう命じられた者に対し、市の職員の立入検査を拒む等した場合

○行為の着手が制限されている時期にも関わらず行為に着手した場合など

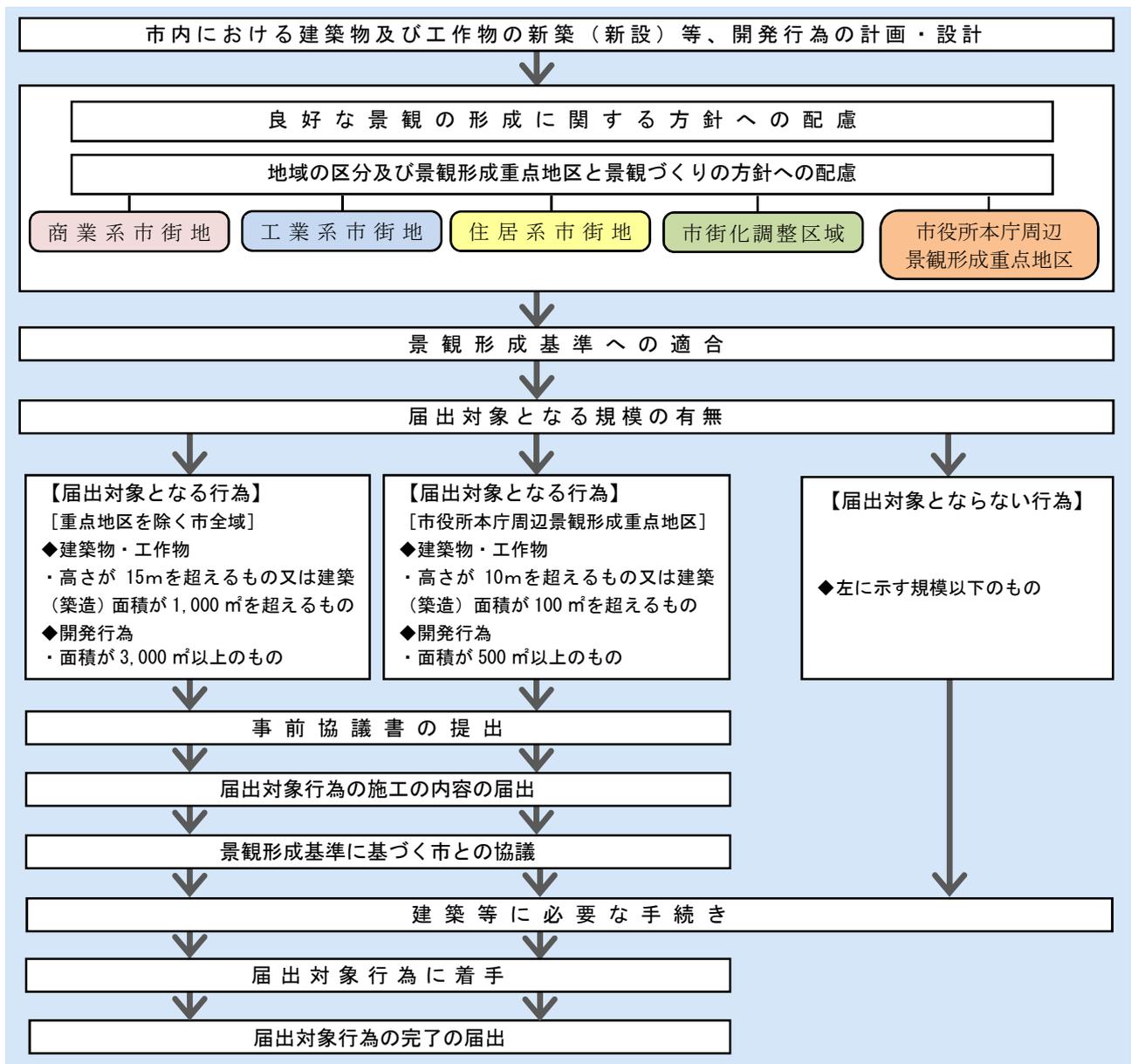
届出の時期

■ 届出の時期（主なもの）

届出対象行為の種類	手 続 き		届 出 日
建築物の新築等	建築基準法	建築確認申請（第6条関連）	申請の日の30日前
		許可申請（第43条関連他）	申請の日の30日前
		認定申請（第44条関連他）	申請の日の30日前
工作物の新設等	建築基準法	確認申請（第88条関連）	申請の日の30日前
	都市計画法	許可申請（第29条関連）	申請の日
開発行為	都市計画法	開発行為の許可申請（第29条関連）	申請の日
上記の行為の着手	建築確認申請等が不要な場合		着手する日の30日前

届 出 の 流 れ

届出対象となる建築物・工作物の新築（新設）等や開発行為を行う場合は、上記の日までに届出していただき、市と協議させていただきます。なお、計画が進んだ段階からでは変更が難しくなりますので、次の届出フローにかかわらず、できるだけ早い段階からのご相談をお願いします。



届出書類

届 出 書 類

■ 景観法第16条関係の景観の届出関係書類

※提出書類及び添付図面ともに2部提出してください。

届出等が必要なとき	提出書類	必要図面等	備考
下記の届出について事前に協議するとき	景観計画区域内行為 事前協議申出書	下記の表1を参照してください。	下記の届出前に事前に協議していただきますようお願いいたします。
・建築物の新築等 ・工作物の新設等 ・開発行為を行うとき (以下、届出対象行為)	景観計画区域内行為 届出書	下記の表1を参照してください。	対象となる規模については、3ページを参照してください。
上記の届出をした後に、届出、設計又は施行方法を変更したとき	景観計画区域内行為変更 届出書	下記の表1のうち変更の内容がわかる書類	
上記の届出者が届出に係る行為を完了するまでに氏名、住所、行為の着手予定日及び完了予定日に変更があったとき	氏名等変更届出書	不要	
上記の届出をした後に、届出対象行為を取りやめたとき	景観計画区域内行為取りやめ届出書	不要	
上記の届出をした後に、工事を完了したとき	景観計画区域内行為完了 届出書	外観及び敷地内の状況を示すカラー写真並びに当該写真の撮影の位置及び方向を示す図面	建築物の新築の場合、左記のカラー写真は建築物のほか接道部の緑化等の状況がわかる写真を添付してください。

■ 表1 届出に際して必要な図面等一覧（添付図面等に明示すべき事項は次ページを参照してください。）

添付図面等	建築物の新築等	工作物の新設等	開発行為
付近見取図	○	○	○
配置図	○	○	
四面以上の立面図	○	○	
一階及び基準階の平面図	○		
屋根伏図	○		
主要断面図	○		
設計図又は施行方法を明らかにする図面			○
カラー写真	○	○	○
写真撮影の位置図	○	○	○
景観形成基準への適合に関するチェックリスト	○	○	○
その他必要なもの（委任状※等）	必要な場合	必要な場合	必要な場合

※全ての提出書類について、届出者等ではない方が提出する場合には、委任状が必要です。

■ 添付図面等に明示すべき事項

添付図面等	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の場所
求積図	敷地面積、建築面積
配置図	<p>(建築物の場合)</p> 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物等との別、附属する門及び塀の材料の種別並びに敷地に接する道路の位置、延長及び幅員、接道部緑化延長、植栽する樹木の位置、種類及び高さ、植栽する芝生の位置 <p>(工作物の場合)</p> 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の位置、届出に係る工作物と他の建築物等の別、門、塀その他の附属する施設の位置及び材料の種別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員、植栽する樹木の位置、種類及び高さ、植栽する芝生の位置
四面以上の立面図	縮尺、外観上主要な部分の材料の種別及び色彩並びに開口部、軒及び電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙及び汚物処理の設備並びに煙突、昇降機及び避雷針（以下「建築設備」という。）の位置及び形状
一階及び基準階の平面図	縮尺、方位、主要部分の寸法及び開口部の位置
屋根伏図	縮尺、方位、主要部分の寸法、開口部の位置並びに建築設備の位置
主要断面図	縮尺、軒及びひさしの出、軒の高さ及び建築物の高さ
設計図又は施行方法を明らかにする図面	縮尺、方位、行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模
カラー写真	行為に係る敷地及びその付近の建築物等の形態、色彩、その他の現況
写真撮影の位置図	写真を撮影した位置及び方向
景観形成基準への適合 ^{※1} に関するチェックリスト	景観形成に関して工夫及び配慮を行った事項 (市でチェックリストを用意していますのでご利用ください。)

※色彩は、マンセル値（日本工業規格 Z8721 に規定する色相、明度及び彩度の値をいう。）により表示すること。

※1 景観形成基準への適合とは

本市においては、景観形成基準として5ページでは市の共通事項を、6～9ページには地域の区分等に応じた基準等を記載しております。良好な景観形成を実現するため、基準と照らし合わせ、どのように工夫したのかあるいは配慮したのかを事前相談及び届出の段階で確認させていただくためのものです。

建築物等の新築等の際には、地域の区分ごとに基準が異なりますので、ご確認の上、地域に応じた景観形成のご協力をお願いいたします。

景観形成基準の一覧

《参考》【建築物の新築等における景観形成基準の内容一覧】

項目	地域の区分					景観形成基準
	商業系	工業系	住居系	調整区域	重点地区	
配置	●					隣接する建築物と壁面をできるだけ揃え、連続性に配慮した配置とする。
		●				適切な隣棟間隔を確保するなど周囲の街並みに配慮した配置とする。
			●			歩行者等に圧迫感を与えないようできるだけ道路境界線から離して配置する。
					●	道路などの公共空間にゆとりをもたらし、圧迫感を低減するように配置する。 外構の開放性を高め、回遊性のある空間になるよう配置する。
外壁	●	●	●	●		面積の大きな壁面は、適切な緑化や分節等により単調とならないように工夫する。
					●	外壁は、長大で単調な壁面になることを避けるなど圧迫感の軽減を図ること。
色彩	●	●	●	●	●	外壁及び屋根等の基調となる色彩は著しく派手なものとしな 【別表】「外壁の色彩基準」を遵守すること。
	●					商業地などでは、街並みに彩りを添え、にぎわいを演出するため特に低層部でアクセントカラーを活用するなど工夫する。
意匠	●	●	●	●		周辺の街並みや建築物、背景となる山並みと調和したものとす。
					●	市の顔として相応しい魅力的なデザインや色彩の使用に配慮すること。 周辺の街並みや建築物、緑と調和したものとす。
屋外付帯物 (駐車場・ゴミ置き場など)	●	●	●	●	●	駐車場等は、通りから見える場所に設置する場合は、植栽により修景するなど見苦しくなら ないよう工夫する。 ゴミ置き場等は、通りから見える場所に設置する場合は、建築物と調和した形態・意匠とす る。また植栽などで修景し、通りからゴミ等が見えないようにする。
屋上付帯物 (高架水槽など)	●	●	●	●	●	高架水槽等は、できるだけ外部から見えないような配置とする。外部から見える場所に配置 する場合は乱雑にならないよう工夫する。
外壁付帯物 (ダクト類、屋外階段、室外機 など)	●	●	●	●	●	ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、 見苦しくないよう工夫する。 屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないよう工夫する。 エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見 える場所に配置する場合は、見苦しくないように工夫をする。
外構	●	●	●	●		接道部については、周辺の街並みや緑の連続性、圧迫感の軽減などに配慮する。※別に定め る接道部の景観基準を遵守すること。
	●					沿道商業地などでは、開放的な沿道景観や歩行者空間との一体性や連続性に配慮して、幹線 道路に面する側は、壁面の後退等によりゆとりある空間を確保するように努める。
		●				住工が混在する地域では、緩衝機能をもたせるよう通りに面する壁面の後退等により、ゆと りのある空間を確保するように努める。
					●	接道部については、オープンスペース確保による歩行者への圧迫感の軽減に配慮し、別に定め る「接道部の景観基準」を遵守すること。 ● 外構を設ける場合は、周辺の街並みと調和のとれた外観や色彩等となるようデザインに工夫 する。 夜間照明については過度なものとならないよう配慮する。
敷地内の緑化	●	●	●	●		周辺の街並みや建築物、背景となる山並みと調和する植栽等を行い、緑化に努める。
					●	周辺の街並みや建築物と調和する植栽等を行い、緑化に努める。
屋外広告物					●	屋外広告物については、別に定める「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物の設置に 関する行為の制限に関する事項」の基準に適合すること。



東大阪市マスコットキャラクター
トライくん

東大阪市土木部みどり景観課

〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号

TEL 06-4309-3227

FAX 06-4309-3836

e-mail: midorikeikan@city.higashiosaka.lg.jp